

柏羽藤環境事業組合余熱利用施設設置条例

平成10年6月22日

条例第3号

最近改正

平成22年11月12日

(目的)

第1条 この条例は、柏羽藤環境事業組合余熱利用施設（以下単に「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	愛 称	位 置
柏羽藤環境事業組合余熱利用施設	クリーンピア21	羽曳野市川向27番地

(使用の許可)

第3条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の許可について、管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第4条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 伝染病の病気にかかり、又は酒気をおびていると認められるとき。
- (3) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が施設の管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 管理者は、第3条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し又はその使用を制限し、若しくは退去を命ずることができる。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (3) 前条各号の一に該当するに至ったとき。

(使用料)

第6条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 管理者は、特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰すことができない理由により使用できないとき。
- (2) 使用期日3日前までに使用の許可の取り消しを申し出て、管理者が相当の理由があると認めるとき。

(施設又は備品等の変更)

第8条 使用者は、施設又は備品等に変更を加えようとするときは、あらかじめ管理者の承認を受

けなければならない。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、使用を終了したとき（第5条の規定により使用の許可を取り消されたときを含む。）は、直ちに原状に回復しなければならない。

(賠償責任)

第10条 使用者は、施設を損傷し、又は滅失したときは、これを原型に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(免責)

第11条 施設の使用により、又は第5条の規定に基づく処分によって使用者に生じた損害については、管理者は、一切責任を負わない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成16. 2. 24条例 2）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18. 2. 21条例 2）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22. 11. 12条例 2）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

1 個人使用料

区 分	使 用 料		
温水プール	一 般	1人1回	600円（回数券 11回分 6,000円）
	中学生	1人1回	400円（回数券 11回分 4,000円）
	小学生	1人1回	300円（回数券 11回分 3,000円）
浴 室 大 広 間 和 室	一 般	1人1回	500円（回数券 11回分 5,000円）
	小・中学生	1人1回	200円（回数券 11回分 2,000円）
備 考	1 「一般」とは、高校生以上の者をいう。 2 就学前の幼児は無料とする。 3 70歳以上の者並びに障害者及びその介護者は半額とする。 4 団体割引は10人以上とし、2割引とする。		

2 専用使用料

区 分		使用料（使用時間 3時間）	
		入浴する場合	部屋使用のみの場合
大 広 間	① 舞台付 24帖	10人以上で使用 1室 3,000円	① 室 5,000円
	② なし 36帖		② 室 5,000円
	③ なし 28帖		③ 室 4,000円
			全室 13,000円 ※営利目的で使用する場合は5割増
和 室	① 10帖	3人以上で使用 1室 2,000円	1室 2,000円 ※営利目的で使用する場合は5割増
	② 10帖		
多目的室 (洋室)	① 96㎡	—————	1室 2,000円 ※営利目的で使用する場合は5割増
	② 96㎡		

※物品の販売、展示その他営利を目的とした使用をいう。